

不干齋

有馬刑部卿法印

黒田かけゆ

二番 うらく齋

まき村兵部大輔

はしばかぢち

そうほん

はしば孫四郎

そうほん

はしば筑前守

そうあん

三番 やくゐん

そうく

ゆうけい

あ中

いのこたくみ

かなもり法印

水野いづみのかみ

四番 はしば藤五郎

瀬田かもん頭

ゆうさい

古田織部正

ゆうこほうけん

きむらひたちの介

此外

きうむ法印 ちく平みまさか入道

寺西筑後守 ひの口石見

此四人は一日かゝりかく番に可相詰。

右分各可致存知之者也。

天正十九年九月廿三日

十月廿六日。前田利家、石黒善九郎等に、羽咋郡の知行所付を與ふ。

【能登國古文書】

二〇六三

領知方

徳田ノ内

一、貳千四百四十三俵七升五合

乙開・佛木・館村

一、八拾二俵四斗五升

石町村余

一、三拾俵七升五合

白瀬村余

合貳千五百五拾九俵壹斗

千俵

石黒善九郎

千六百俵

石黒兵藏

以上

右山林・竹木・川役・よし・かや・野以下除之可知行者也。

天正十九

十月廿六日

利家 在印

十一月三日。前田利家、金澤・七尾間に於ける傳馬・人足徴發の法を定む。

【國初遺文】

二〇六四

路次中傳馬・人足之事、以印判つかふべきのよし制札にのせ候といへども、我々留守には印判調問敷候間、尾山より能登に遣候時は、五郎兵衛(前田安勝)の手判を今井彦右衛門方にあて所にて可出候。又能州より尾山に上候時は、今井切手を五郎兵衛のあて所にてあひつとむべし。此外たれくの判たりといふとも、一切不可承引候。此上若私として申付候を於許容は、追而其町可爲曲事者也。

天正十九年十一月三日

前田利家 在印

高松百姓中

【七尾町傳書】

二〇六五

定

一、當町傳馬・人足・平使等之事、無印判爲私雖申付不可出之。若出し候はゞ、其月くの帳を作、委書付尾山へ可上候事。

一、誰々によらず非分之義於有之者、少も不相拘可申上候。若令用捨かくし置段、別人之口より於相聞者、町之年寄共可成敗事。

天正十九年十一月 日

前田利家 在印

所口町

年寄中

十一月七日。前田利長、越中澤川の百姓田畑兵衛に、舊に依りてその持分の山を扶持す。

【田畑文書】 越中

二〇六六

澤川の田ばた持分の山、如前々令扶持之條、他方よりかりとるニおゐては可注進もの也。

天正十九

十一月七日

利長 在印